

陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程履習前の素養検査等の実施について
(通達)

昭和 42 年 3 月 22 日
陸幕 5 第 97 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕人教第 192 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 学 校 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 111)

陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程履習前の素養検査等の実施について
(通達)

標記について、42. 7. 1 以降開始する課程から別紙により実施されたい。

添付書類：別紙「陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程履習前の素養検査等実
施要領」

配布区分：各教育団長、各陸曹教育隊長、第 1 機甲教育隊長
(例規配布なし)

陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程履習前の素養検査等実施要領

1 目的

陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程履習者の教育入隊（入校）時の素養を正しく把握し、これに基づき課程教育を効率的に実施し、もって教育成果の向上を図るとともに、履習者の学習意欲を高める。

2 素養検査実施要領

(1) 実施対象課程

ア 陸曹候補生課程

イ 初級陸曹特技課程（陸曹のみを履習対象とする課程を除く。）

(2) 実施担任及び実施時期等

前号の課程教育を担当する方面総監及び学校長が、課程教育開始前学校等において履習者を対象に実施する。

(3) 実施のねらい

課程の履習に必要な、履習者の基礎的識能を検査する。

(4) 実施要領

ア 陸曹候補生課程

小銃の分解結合及び構造機能、射撃の基礎動作、戦闘各個の動作、歩哨の基礎動作、地図の見方、軽無線機及び野外電話機の操作、電話通話法並びにその他の必要な課目について実施するものとし、細部は方面総監の定めるところによる。

なお、当該方面総監は、検査の範囲等についてあらかじめ関係方面隊等に通知するものとする。

イ 初級陸曹特技課程

当該特技課目について実施するものとし、細部は方面総監及び学校長の定めるところによる。

3 素養検査における素養不十分な者に対する措置

(1) 教育部隊等の長の上申に基づき、当該課程教育を担当する方面総監又は学校長は、素養不十分のため課程の履習がとうてい困難と認める場合、当該履習者の任免権者に氏名、素養検査結果等を通知するものとし、これに基づき、必要により任免権者は課程履習時期を遅らせる措置を講ずるものとする。

(2) 前号による教育入隊（入校）を遅らせた者に対しては、所属部隊等の長は課程履習のための、所要の教育訓練を実施するものとする。

4 その他

陸曹候補生課程に引き続き履習する陸曹特技集合教育については、初級陸曹特技課程に準じて実施するものとする。